



平成26年 5 月 30 日

各 位

会 社 名 株式会社メッツ
代 表 者 名 代表取締役社長 秋山 賢一
(コード番号：4744 東証マザーズ)
問 い 合 せ 先 取締役 総合企画部 部長 笠原 弘和
(電話番号：03-5733-5904)

行使価額修正条項付第2回新株予約権（第三者割当）の発行に関するお知らせ (MS ワラント)

記

当社は、平成26年5月30日開催の取締役会において、下記のとおり、第三者割当の方法により第2回新株予約権（以下、「本新株予約権」）という。）を発行することについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 募集の条件

(1)割当日	平成26年6月16日
(2)新株予約権数	120,000個
(3)発行価額	本新株予約権1個当たり45円 (総額5,400,000円)
(4)当該発行による潜在株式数	潜在株式数：12,000,000株 下記(6)に記載の通り、本新株予約権の行使制限により、行使価額の下限が40円となります。なお、行使価額の修正が行われても、潜在株式数は12,000,000株で一定であります。
(5)資金調達の額（注）	当初権利行使価額 総額605,400,000円（手取概算額569,011,000円） 内訳 新株予約権発行による調達額 5,400,000円 新株予約権行使による調達額 600,000,000円
(6)行使価格及び行使価額の修正条項	当初行使価額50円（前営業日である5月29日終値の113.6%となります。） 行使価額は、第2回新株予約権の各行使請求の効力発生日において、権利行使日の直前取引日の当社普通株式の終値の90%に相当する金額（1円未満切上げ）に修正されます。 ただし、当該直前取引日の当社普通株式の終値が45円を下回る場合、40円が行使価額の下限となります。
(7)募集又は割当方法（割当予定先）	第三者割当の方法により、フィリップ証券株式会社に全ての新株予約権を割当てます。
(8)譲渡制限及び行使数量制限の内容	本新株予約権に関して、当社は、割当予定先との間で、本新株予約権の買受契約において、下記の内容について締結する予定であります。 ① 新株予約権の譲渡制限

	<p>割当予定先は、当社の取締役会の事前の承諾がない限り、割当を受けた本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできません。なお、譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、下記の行使制限措置について約させるものとしします。</p> <p>② 新株予約権の行使制限措置</p> <p>当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 434 条第 1 項及び同規程施行規則第 436 条第 1 項乃至第 5 項の定め及び日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が本新株予約権の払込日時点における当社上場株式数の 10%を超えることとなる場合の、当該 10%を超える部分に係る新株予約権の行使（以下「制限超過行使」という。）を割当予定先に行わせません。</p> <p>また、割当予定先及び譲渡先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当することとなるような本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、予め当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行います。</p>
(9)行使期間	平成 26 年 6 月 17 日から平成 27 年 6 月 16 日
(10)その他	<p>① 行使制限</p> <p>本新株予約権は、当社からの行使停止要請期間として割当日から行使期間満了日の 2 週間前までの間において行使停止要請を行うことができるものとしします。</p> <p>② その他</p> <p>前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とすることとしします。</p>

(注) 資金調達額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。そのため、本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、資金調達額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使されない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、資金調達額は減少します。

2. 募集の目的及び理由

当社の事業の中核である不動産事業において、平成 26 年 3 月期の主要案件と位置付けた不動産（平成 25 年 12 月 26 日「不動産の仕入れにかかる重要な売買契約締結についてのお知らせ」、平成 26 年 2 月 28 日「不動産仕入れにかかる重要な売買契約締結について」の一部変更に関するお知らせ）および平成 26 年 3 月 14 日「不動産仕入れにかかる売買契約解除および違約金請求に関するお知らせ」に適時開示しております。）に、取引相手による契約不履行が発生し、当社は相当の期間を定めて履行を促しましたが、期間内に履行されることは無かったため、売買契約の解除と違約金請求を行いました。しかしながら、当該違約金の請求先が証券取引等監視委員会による強制調査を受けたことが判

明し、当社は、違約金の受領に伴う収益改善が当社の想定通りに行われぬ可能性が高まったことから、得られるはずであった収益を原資に計画した新規不動産事業への投資も取り留めず、当社が計画しておりました、間接金融を行うことなく、販売用不動産または賃貸用不動産の仕入れを行うことを計画していた事業計画から乖離ある状況にあります。

当社といたしましては、前述の状況を鑑み、資金調達を行うことで、更なる物件の獲得資金とし、販売用不動産の仕入れまたは賃貸物件の取得を行い、収益の計上を図ることが望ましいとの判断に至りました。このような中、当社は、間接金融、直接金融を含め、あらゆる手段での資金調達の検討、並びに見込先との協議を行ったものの、間接金融については、前述の不動産取引契約不履行の影響を受けた現在の当社の業績や財務状況、及び当社が平成 24 年 1 月 26 日付で開示いたしました「当社普通株式に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ」に記載したとおり、公開買付けによる当社普通株式に対する公開買付けが平成 24 年 1 月 27 日から平成 24 年 2 月 23 日に実施され、本公開買付けに係る応募株券等の総数が買付予定数の下限に達したことにより、本公開買付けは成立したことに対し、株式会社東京証券取引所から「上場会社が実質的な存続会社でない」と当取引所が認めた場合」に該当したため、平成 24 年 2 月 24 日から平成 27 年 3 月 31 日までの実質的な存続性の喪失に係る猶予期間入りとされております。

なお、実質的な存続会社でない」と判断された場合でも、直ちに上場廃止となるのではなく、猶予期間中に「新規上場に準じた審査」に適合すると認められた場合には猶予期間入りから解除され当社株式の上場が維持されることとなります。

当社としましては、新規上場に準じた審査に係る申請を行い、審査に適合し、猶予期間からの解除により上場維持を目指しますが、現在主幹事となる証券会社の選定には至っておりません。

また、実質的な存続性の喪失に係る猶予期間中である当社の状況において、不動産の担保設定を伴わない借入については理解を得ることはできませんでした。

そのため、直接金融による資金調達方法を主眼として再検討せざるを得ないとの考えに至りましたが、公募増資については、実質的な存続性の喪失に係る猶予期間入り銘柄に指定されている当社の状況では、十分な応募が期待できないことは明白であり、また、発行と同時に、相応の希薄化を伴うことから、見送ることといたしました。

また、株主割当増資やノンコミットメント型のライツイシューについても前述の財務状況に加えて、ここ数年配当が実施できていないことから、当社が想定する金額の調達が可能であるかについて不透明であり、加えてコミットメント型のライツイシューについては発行にかかるコストが高いことから見送ることといたしました。そのため、当社は第三者割当増資による資金調達を検討し、早期に資金調達を可能とする新株式のみの発行を含めて検討してまいりました。

しかしながら、当社の現在の財務状況、及び収益の状況を踏まえ、複数の割当候補先

との交渉を進めた結果、新株式の引受けに応じて頂ける相手先を見つけることはできませんでした。

第三者割当の割当候補先については、当社経営陣による割当候補先の検討を行うこととし、当社主要株主への打診は行っておりません。なお、当社の筆頭株主である吉野勝秀氏につきましては、吉野氏本人より、株主構成の多様化と当社株式の流動性向上を図りつつ安定株主として継続保有される方針を伺っております。また、現時点において吉野氏および吉野氏の紹介による取締役選任などの当社経営への関与はございません。

その中で、当社が予めより適時開示に関する助言を受けておりました株式会社 ADCC-FAS（東京都品川区上大崎二丁目 15 番 19 号 代表取締役 星野 智之）より、ファイナンス候補先の一つとしてフィリップ証券株式会社を紹介頂き、交渉した結果、新株式による引受けは難しいとしながらも、市場価額を鑑みながら自社の判断で行使することができる新株予約権であれば、引受けするという回答を頂きました。

割当予定先の意向を踏まえ、当社と致しましては、経営権の維持を前提として、資金調達のタイミングが割当予定先の判断に依拠するということはあっても、株価が行使価額を上回っている場合には、権利行使が進み、当社の想定する資金調達ができることから、割当予定先の意向により、新株予約権での発行を決定いたしました。

その中でも、当社が行使価額修正条項付の新株予約権の発行を決定した理由としましては、行使価額修正条項付新株予約権であれば、行使価額が固定されている新株予約権に比べ行使が平準的に行われやすく、1年という一定の期間はあるものの、行使価額の下限を当社株価が上回っている状況下においては、当社が必要とする資金の調達が可能であること、また、当初行使価額での潜在株式に係る議決権個数は 120,000 個（24.6%の希薄化）となり、権利行使価額の修正が行われた場合でも希薄化率は一定であること、また株価下落時においては、権利行使価額も下方に修正されるものの、行使価額の下限值である 40 円を当社株価が下回らない状況下においては、権利行使がなされることで資金調達が可能となること、及び株価上昇時においては、上方に修正されることとなり、株価上昇時においては更なる資金調達が可能となることから、割当予定先との交渉を行い、行使価額修正条項付の新株予約権での発行を決定致しました。

なお、本新株予約権による資金調達は、以下のメリットがあると考えております。

- ① 行使価額の下限を当社株価が上回っている状況下においては、権利行使が促進され当社が必要とする資金の調達が可能であること。
- ② 新株予約権の発行であれば、権利行使期間にわたった行使が平準的に行われることが想定されることから、新株式の発行と比べ、希薄化が一気に生じる可能性が低いこと。
- ③ 行使価額が下方のみではなく、上方にも修正される仕組みであることから、行使価額が固定されている新株予約権に比べ、株価の上昇局面においては、調達することのできる金額も増加すること。

- ④ 当社の意思決定により本新株予約権の全部又は一部を本新株予約権 1 個あたり 40 円で取得することが可能なため、より有利な資金調達方法が見つかった場合は、本新株予約権の取得・消却が可能であること。
- ⑤ 本新株予約権には、行使停止要請条項が付されており、当社にとってより有利な資金調達方法が見つかった場合等においては、当社の意思決定により行使期間を停止することができること。

当社が事前通知することにより新株予約権を行使することが出来ない期間を指定することができ、当社にとってより有利な資金調達方法が見つかった場合は、本新株予約権の権利行使を停止することができること。

一方、本新株予約権による資金調達のデメリットは次のようになります。

- ① 本新株予約権の行使により付与された当社株式が売却されることとなる結果、一定の売り圧力が市場に生じてしまい、株価の下落局面では更なる下落もありえること。なお、当社の株式流動性は必ずしも高いとはいえないため、株式流動性の低い状況では、株価下落リスクはより高まること。
- ② 割当予定先による取得請求権が付されていることから、割当予定先による取得請求権の権利行使条件に該当し、更に取得請求権が行使された場合、または、当社株価が下限行使価額を下回る場合には権利行使がなされないことにより、当社の予定する資金が調達できず、事業運営に支障をきたす恐れがあること。なお、本新株予約権者は、本新株予約権の割当日以降、いずれかの取引日において、取引所における当社普通株式の普通取引の終値が 30 取引日連続して下限行使価額の 40 円を下回った場合には、本新株予約権者は、その選択により、当社に対して書面で通知することにより、本新株予約権の全部又は一部の取得を、当該取得請求にかかる書面が到達した日の翌取引日から起算して 2 週間経過後の日において、本新株予約権 1 個あたり 45 円の価額で、当社に対して、本新株予約権の取得を請求することができることとされております。

しかしながら、本新株予約権者からは、会社の危機的状況等不測の事態が生じない限り、残存する本新株予約権の全部又は一部の取得請求を行わない旨の表明を受けております。

以上の点がデメリットではあるものの、割当予定先は本新株予約権の行使により付与された株式を市場動向を勘案しながら売却する方針であり、市場への影響を常に留意すると伺っておりますので、デメリットとして挙げた前述の①はある程度緩和されるものと考えております。取得請求権が行使された場合、及び下限行使価額を下回る場合には権利行使がなされず、デメリットがあるものの、行使価額の下限を当社株価

が上回っている状況下においては、権利行使が促進され当社が必要とする資金の調達が可能となり、財務基盤の安定化、及び事業資金の確保などが可能となることから、行使価額修正条項付の新株予約権での発行を決定致しました。

「本新株予約権の特徴」

本新株予約権の特徴は、次のとおりとなります。

(i) 行使価額の修正

本新株予約権は、行使価額修正条項付であり、次の要領で権利行使価額が修正されます。

- ① 本新株予約権の当初行使価額は、発行決議日の前日の終値の 113.6%となっております。
- ② 行使価額が権利行使日の直前取引日の当社普通株式の終値の 90%に相当する金額（1 円未満切上げ）に修正されます。ただし、当該直前取引日の当社普通株式の終値 45 円を下回る場合、40 円が行使価額の下限となります。
- ③ 修正される行使価額の範囲下限値を設定しており、下限行使価額は当初行使価額の 80%であります。

行使価額が時価を基準とした価額に定期的に修正されることから、行使価額が固定型の新株予約権に比べて行使がされやすく、当社の資金調達という目的が達成しやすくなります。

(ii) 行使に際して発行される株式数の固定

本新株予約権は、上記 i のとおり、行使価額は修正されますが、本新株予約権 1 個当たりの発行株数は 100 株と固定されており、本新株予約権の権利行使に伴う発行株数 12,000,000 株は修正されないことから、希薄化率は 24.6%と固定されており、今後の当社株価の下落等の要因によっても発行する株式数に変更はなく、希薄化率は一定となります。なお、行使期間中に全て行使されない場合や、取得条項や取得請求により本新株予約権が取得による消却がなされた場合は、発行される株式数が減少いたします。

(iii) 行使停止要請条項

本新株予約権の買受契約書には行使停止要請条項が規定されており、次の要領で、当社の意思決定により行使停止要請が可能です。

- ① 本新株予約権者に 2 週間前までに書面で通知することにより、本新株予約権を行使することが出来ない期間を指定することができます。
- ② 行使停止要請可能な新株予約権は未行使の本新株予約権の全部又は一部に対して可能となります。

- ③ 行使停止要請可能な期間は割当日から行使期間満了日の1ヶ月前までであり、この要件を満たす限り行使停止要請期間に制限はありません。
- ④ 行使停止要請の回数に制限はなく、かつ同時に複数の行使停止要請を行うことができます。
- ⑤ 当社は、本新株予約権者に書面で通知することにより、行使停止要請期間の満了日前に行使停止要請の解除が可能です。

なお、当該行使停止要請条項により、まとまった行使による急激な希薄化を防げることは既存株主様への不利益を最小限に抑える効果がありますが、書面到達後2週間経過後に有効となるため、まとまった行使による急激な希薄化を完全に防ぐことはできません。

一方で、本新株予約権に比べ、より有利な資金調達方法・相手との具体的な交渉が開始された場合には、この条項を発動することによって、希薄化の程度を抑制することが可能となります。

(iv) 取得条項（当社の要請による取得）

本新株予約権には以下の取得条項が規定されており、次の要領で、当社の意思決定により残存する本新株予約権の全部又は一部の取得が可能です。（当社の要請による取得）本新株予約権の払込期日の翌日以降、当社取締役会が本新株予約権の取得する日を定めるときは、本新株予約権者に対し、会社法第273条及び第274条の規定に従って当該取得日の2週間日前までに通知又は公告を行うことにより、取得日の到来をもって、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を本新株予約権1個あたり40円で取得することができます。

発行価額相当額で取得が可能であることから、新株予約権価値の上昇による資金負担は生じず、本新株予約権発行後においても、更に有利な調達方法の検討や柔軟な資本計画の策定が可能となります。

なお、取得条項は、別の有利な資金調達が実行できた場合に、発動することを想定しております。

(v) 取得請求（本新株予約権者の要請による取得）

本新株予約権には以下の取得請求権が規定されており、次の要領で、新株予約権者の意思決定により残存する本新株予約権の全部又は一部の取得請求が可能です（本新株予約権者の要請による取得）。

- ① 本新株予約権者は、本新株予約権の割当日以降、いずれかの取引日において、当社株価の終値が30取引日連続して下限行使価額の40円を下回った場合には、本新株予約権者は、その選択により、当社に対して書面で通知することにより、本新

株予約権の全部又は一部の取得を請求することができる。当社は、当該取得請求にかかる書面が到達した日の翌取引日から起算して2週間目の日において、本新株予約権1個あたり45円の価額で、当該取得請求にかかる本新株予約権の全部を取得する。

- ② ただし、本新株予約権者からは、会社の危機的状況等不測の事態が生じない限り、残存する本新株予約権の全部又は一部の取得請求を行わない旨の表明を受けております。

(vi) 譲渡制限条項

本新株予約権には以下の譲渡制限条項が規定されており、次の要領となっております。

- ① 本新株予約権の譲渡については、当社の取締役会の承認を要するものとしております。
- ② 本新株予約権の買受契約により、割当予定先は本新株予約権を他の者に譲渡する場合には、割当予定先の本契約上の地位及びこれに基づく権利義務も共に当該譲受人に承継されるものとしております。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

払込金額の総額 (円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)
605,400,000	36,389,000	569,011,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払込むべき金額(当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定しております。)の合計額を合算した金額です。
2. 行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少します。また、新株予約権の行使期間内に行使されない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額及び発行諸費用の概算額は減少します。
3. 諸費用の内訳は、新株式の発行に伴う登録免許税、新株予約権の公正価値評価の算定に関する費用(東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社、東京都千代田区永田町一丁目11番28号、代表取締役 能勢 元)、ファイナンシャル・アドバイザー費用及び有価証券届出書及び適時開示書類のレビュー費用(株式会社ADCC-FAS、東京都品川区上大崎二丁目15番19号、代表取締役 星野智之)が含まれております。
4. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 調達する資金の具体的な使途

具体的な用途	金額 (千円)	支出予定時期
販売用不動産の仕入資金 及び賃貸用不動産の取得資金	569,011千円	平成26年6月～平成27年5月

(注) 1.具体的な用途については以下のとおりです。

当社不動産事業における販売用不動産の仕入れ及び賃貸用不動産の取得資金に用います。なお、投資エリアは東京都、千葉県、神奈川県及び埼玉県を対象とし、その中でも東京都心5区、城東地区及び東葛地区を重点地域として物件選定を行います。本第三者割当増資による調達は、日々物件情報を収集するにおいて、より機動的な事業展開が可能となります。なお、賃貸用不動産の取得は、賃料収入により定期的かつ安定的なインカムゲインを見込むことができ、当社運営費用への充当も行え、より強固な財務基盤の構築に繋がります。

2.上記差引手取概算額については、上記のとおり支出する予定であり、支出時期までの資金管理については、銀行預金等の安定的な金融資産で運用する予定です。

3.本新株予約権の行使状況によって資金調達額や調達時期が決定されることから、支出予定時期の期間中に行使されず、本新株予約権の行使による資金調達ができない場合、手元資金もしくは、担保設定を前提とした間接金融による資金を、上記記載の用途へ充当する予定です。

4. 資金用途の合理性に関する考え方

差引手取額は、前述のとおり、販売用不動産の仕入資金及び賃貸用不動産の取得資金に充当いたします。なお、当社はこれにより仕入れた販売用不動産は早期に商品化し、販売していく方針です。本第三者割当増資により調達される資金は当社の売上増加のための資金であり、当社の業績の回復及び拡大に寄与するものであり、資金の用途については十分に合理性があるものと判断しております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 発行条件が合理的であると判断した根拠

(i) 払込金額の算定根拠

本新株予約権の発行要項、本新株予約権買受契約に定められる諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、第三者算定機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ（東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社、東京都千代田区永田町一丁目11番28号、代表取締役 能勢 元）が算定した結果を参考に、本新株予約権の1個の払込金額を、当該評価結果である本新株予約権の評価額である44.3円を参考して、45円としました。

第三者機関による算定の結果として、基準となる当社株価44円（平成26年5月29日の終値）、当初権利行使価格50円、ボラティリティ65.32%（平成25年4月から平成26年4月の月次株価

を利用し年率換算して算出)、権利行使期間1年、リスクフリーレート0.079% (評価基準における2年物国債レート)、配当率0.00%、当社による取得条項及び取得条項の発動にかかる前提条件 (取得条項を発動する株価水準81.30円)、新株予約権者による取得請求条項、新株予約権の行使に伴う株式の希薄化、当社株式の流動性、当社の信用リスク等 (以下、「本件前提条件」という) を参考に公正価値評価を実施し、本新株予約権1個につき44.3円との結果を得ております。

上記、算定結果を参考に割当予定先と交渉した結果、双方の合意に基づき、算定結果が本新株予約権の公正価値を適性に評価していると判断いたしました。

(ii) 取得条項の発動条件及び株式の流動性等

本新株予約権については、基本的には引受先からの権利行使を前提としておりますが、株価が当初行使価額に代替資金調達コストを加えた額を超過した場合には、取得条項を発動するとの前提を置いております。

具体的には、代替資金調達コストは修正CAPMにより算定した株主資本コスト8.91%に当社の想定格付けから推定した信用コスト分53.68%を加えた62.59%としており、取得条項を発動する株価水準は、当初行使価額50円に代替資金調達コスト分31.30円を加えた81.30円としております。

また、当社は算定の前提条件として、当初行使価格を取得条項の発動タイミングとして、修正後行使価額ではなく当初行使価額に代替資本調達コストを加えた株価とすることの妥当性について、算定機関に確認を行いました。そもそも、取得条項の趣旨は、①企業価値最大化のため代替的資金調達が可能となった場合に新株予約権を取得できるようにすること、②資金調達の目的を達成するための新株予約権の行使促進を発行体が行うことから、価値算定においては、早期に権利行使が行われることを目的として、取得条件が存在していること、の2点となります。よって、算定の条件として、その趣旨に整合的に、取得条項の発動を考慮する必要があります。

しかしながら、本新株予約権の権利行使価額が修正されることから、その性質上、いつ取得条項を行使しても、その時点の新株予約権の本源的価値 (株価 - 行使価額) が株価の10%と一定となり、結果として株価が常に修正後行使価額に代替資本調達コストを加えた額を超過することがなく、取得条項の発動基準を満たされることがないことになるため、発動基準が算定できないものとなります。

更に、権利行使価額の修正を踏まえて取得条項の発動を行う株価水準を定める場合、算定時点においては、取得条項の発動時点における修正後の行使価額を合理的に見積もることができないことから、株価がどの程度上昇した場合に取得条項を行使していいのか、計算不可能となり、結果として、上記①、②両方の趣旨を満たすことができなくなるという問題が生じることとなります。それを回避するためには、任意の行使タイミングを設定す

ることとなりますが、任意の行使タイミングを設定することで、恣意性が入り、公正な算定価値の結果とならない問題が生じます。

そこで、第三者算定機関は、本新株予約権に取得条項が存在している以上、取得条項の発動が行われる可能性があることを価値算定に加味することが、妥当なものであるという判断基準に基づき、取得条項の発動を加味するために、取得条項の発動基準として合理的な数値がないことから、行使価額が固定の新株予約権と同様に、発行要項に記載される当初行使価額を基準として、代替資金調達コストを算出して評価することをやむを得ないものであると判断し、また当社としても同様にやむを得ないものであると考えております。

なお、自らが現時点において想定している取得発動水準(取得発動水準について引受契約には記載がなく明確な発動タイミングは設定しておりませんが、新株予約権発行が資金調達を目的としたものであり、発行後すぐに取得条項を発動することは考えておりませんが、当社の営業キャッシュ・フローの黒字化などの状況により、当社の継続企業の疑義に関する懸念が払しょくされる状況となり、結果として株価が大幅に上昇することとなり、代替的な資金調達の方が希薄化の影響が少なく、効果的に株主資本の増強が図れる状況となり既存株主の保護のために有利と判断される場合に、株主価値の最大化の観点から取得条項を発動したほうがよいと自らが判断する水準)と新株予約権の公正価値の算定上の取得条項を発動する水準と、異なる水準、つまり株価が81.3円となると取得条項が発動されるという前提に基づいて、新株予約権の公正価値査定が実施されている点について、実際に想定されている発動水準は将来的に固定されたものではなく将来的に取得条項発動水準が変動する可能性があること、並びに発行体が想定する発動水準により公正価値が変動することは理論的な公正価値を算出するという趣旨にそぐわないものであることから、自らが現時点において想定している取得条項発動水準と異なる取得条項発動水準を採用し、今般の取得条項の発動水準を採用していることについては、当社としては、合理的なものと判断しております。

なお、取得条項を発動する場合、当社取締役会決議により2週間以上前までの通知で発行価額と同額での取得が可能としております。

また、当社による取得条項があることは、割当先にとっては、株価上昇に伴い、新株予約権の価値が大きく上昇しているにも関わらず発行体の任意による新株予約権の取得及びその消却が行われると、投資的・経済的な観点からはデメリットといえます。

よって、当社による取得条項があることは本新株予約権の価値を減価する要因の一つとなります。当社は、取得条項がない場合についてもこれまでの検討段階において価格算定の概算を行っており、取得条項がある場合と比べ本新株予約権の価値が高く評価されることを確認しております。

割当決議日前営業日の終値を基準として概算したところでは、取得条項がない場合、当社からの取得条項がある場合と比べ本新株予約権の1個当たりの価値が392円程度高く評価されております。

次に、本新株予約権者の取得請求条項については、会社の危機的状況等不測の事態が生じない限り、残存する本新株予約権の全部又は一部の取得請求権を行わない旨の表明を受けていることから、新株予約権の算定においては織り込まないこととしております。

株価の希薄化については、時価よりも低い行使価額で新株を発行することによる、1株あたり企業価値の希薄化の影響を考慮し、株価81円の時に全量行使された場合、希薄化により株価が76円に低下するとの前提としております。

株式の流動性については、全量行使で取得した株式1営業日あたり35,670株（最近1年間の日次売買高の中央値である356,700株の10%）ずつ売却できる前提を置いております。

日次売買高の10%という数値につきましては、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」の25%ルール（自己株式の買付けに伴う相場操縦等により市場の公正性・健全性が損なわれないよう、取引高を売買高の25%を上限とする規制）を参照し、市場環境への影響を鑑みて取引上限高である25%のうち平均してその40%～50%程度の自己株式の取引が市場でなされると想定し、その水準の取引高は市場価格への影響が軽微であること、また新株予約権の評価を行う一般的な算定機関において通常利用している数値でもあることから日次売買高の10%という数値を採用したことは妥当であると考えております。

（iii）有利発行該当性における判断の視点

以上の内容に基づき、第三者機関による算定の結果として、新株予約権の発行価額は決定されており、上記の評価報告書を踏まえて、当社は、新株予約権の有利発行該当性の基準について、新株予約権の発行において有利発行が問題となった裁判例に照らし検討を行なっております。

発行時点における新株予約権の公正な価値と取締役会において決定された払込金額とを比較し、後者が前者を大きく下回るときは、原則として、有利発行に該当すると解されること、この場合における「新株予約権の公正な価値」は、現在の株価、権利行使価額、行使期間、金利、株価変動率等の要素をもとにオプション評価理論に基づき算出された新株予約権の発行時点における価額（オプション価額）をいうと解されるという東京フィナンシャル・アドバイザーズからの助言を得ております。

当社は、発行時点における「新株予約権の公正な価値」、即ち、現在の株価、権利行使価額、行使期間、金利、株価変動率等の要素をもとにオプション評価理論に基づき算出された新株予約権の発行時点における価額（オプション価額）と、取締役会において決定された払込金額とを比較し、後者が前者を大きく下回るときは、原則として、有利発行に該当すると考えるべきであり、これを以て、有利発行該当性の基準とするべきと考えるに至り、本新株予約権の払込金額が割当予定先に特に有利な金額かどうかという本新株予約権の有利発行該当性についても、かかる基準を以て判断しております。

即ち、当社は、かかる基準を以て、本新株予約権の払込金額が、当社が合理的であると

判断する東京フィナンシャル・アドバイザーズの算定評価による本新株予約権 1 個当たりの公正価値評価額（44.3円）を上回る金額の 1 個当たり 45 円であることから、当社は、割当予定先に特に有利な価額ではなく、本新株予約権の発行価額が割当予定先に特に有利な金額ではないという判断しております。

このような判断の過程を経て、平成26年 5 月 30 日開催の取締役会において、本新株予約権の発行条件について十分に討議、検討を行い、有利発行には該当しないものと判断しております。

また、行使価額につきましては、本新株予約権の当初行使価額は、当該発行に係る取締役会決議日の前日（平成26年 5 月 29 日）の当社普通株式の普通取引の終値の 113.6% に設定されており、行使価額は、第 2 回新株予約権の各行使請求の効力発生日において、その直前取引日の当社普通株式の終値の 90% に相当する金額（1 円未満切上げ）に修正されます。

ただし、行使価額の修正範囲は当初行使価額の 80% までであり、株価の下落時のみだけでなく、上昇時も修正される条件となっております。

現在の当社の状況における資金の出し手が極めて限定的であり、割当予定先と行使価額については、本割当予定先と協議を続けた結果、既存株主への株式の希薄化、行使価額の影響度を慎重に検討しつつも、当社としては、限定的な資金の出し手と交渉を行いながら、何らかの資金調達手段を確保しなければ、事業収益の拡大展開は困難となる状況を踏まえ、協議の結果として、本新株予約権の当初行使価額は、当該発行に係る取締役会決議日の前日（平成 26 年 5 月 29 日）の当社普通株式の普通取引の終値の 113.6% に設定し、行使価額は第 2 回新株予約権の各行使請求の効力発生日において、その直前取引日の当社普通株式の終値の 90% に相当する金額（1 円未満切上げ）に修正されます。なお、行使価額の修正範囲は当初行使価額の 80% までであり、株価の下落時のみだけでなく、上昇時も修正される条件とする旨の調整を行いました。

なお、当初行使価額 50 円は本新株予約権発行に係る取締役会決議直前営業日の前日までの最近 1 か月平均 45.79 円に対しては 9.20% のプレミアム、前日までの最近 3 か月平均 50.49 円に対しては 0.97% のディスカウント、前日までの最近 6 か月平均 54.16 円に対しては 7.69% のディスカウントであります。

下限行使価額 40 円は本新株予約権発行に係る取締役会決議直前営業日の前日までの最近 1 か月平均 45.79 円に対しては 12.64% のディスカウント、前日までの最近 3 か月平均 50.49 円に対しては 20.78% のディスカウント、前日までの最近 6 か月平均 54.16 円に対しては 26.15% のディスカウントであります。

また、本件第三者割当による新株予約権の発行価額につきましては、当社監査役 3 名全員から、それ自体特に割当予定先に有利な価額ではなく、本新株予約権の発行は有利発行には該当せず適法である旨の意見をいただいております。

当社監査役が適法であるという判断に至った理由として、有利発行が問題となった、公刊物に掲載された事例の分析することを通じて本新株予約権の有利発行該当性の判断の視

点を定めることとし、いずれの事例でも、発行時点における新株予約権の公正な価値と取締役会において決定された新株予約権の払込金額とを比較し、後者が前者を大きく下回る場合は、原則として、有利発行に該当すると判断され、且つ、この場合における「新株予約権の公正な価値」が、現在の株価（44円）、権利行使価額（50円）、権利行使価額の修正条項、ボラティリティ（65.32%）、行使期間1年、リスクフリーレート（0.079%）、配当率（0.00%）、取得条項の発動にかかる前提条件（取得条項を発動する株価水準81.30円）、等の要素をもとにオプション評価理論に基づき算出された新株予約権の発行時点における価額（オプション価額）をいうとされていることに鑑み、当社が本新株予約権の公正価値評価を外部の当社との取引関係のない独立した専門会社である東京フィナンシャル・アドバイザーズを起用して取得した算定評価に基づき、本新株予約権の発行価額が算定された本新株予約権の公正価値評価額を上回る金額として決定されていること、並びに価値算定において本件前提条件を採用していることは合理的であると当社監査役は判断しており、また、当該評価額を鑑みて決定された発行価額に基づく本新株予約権の発行は、有利発行に該当しないとの結論を導いております。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本新株予約権が全て行使された場合、12,000,000株（議決権の個数12,000個）となり、本件に係る取締役会決議前における発行済株式総数に基づく議決権の数に対し、希薄化率は24.6%となります。

なお、平成26年5月30日現在における発行済株式総数48,780,000株に基づく議決権の数48,780個を分母として希薄化率を算出しております。

今回のファイナンスは、販売用不動産の仕入資金、及び賃貸用不動産の取得資金に資する資金に充てるため、将来的に事業ならびに収益の基盤の改善に寄与することができます。

当社の収益基盤の安定性を確保する観点から、本件資金調達における資金調達額は、今回のファイナンスによる資金使途も踏まえ、望ましいものと考えております。また、今回のファイナンスにより、24.6%の希薄化が生じることとなりますが、その資金使途は、当社の収益基盤の確立の確保を行うことができることから、中長期的には、既存株主の皆様が保有している株式の経済的価値を向上させるものであり、合理的なものとして判断しております。

6. 割当先の選定理由等

(1) 割当先の概要

名称	フィリップ証券株式会社		
所在地	東京都中央区日本橋兜町 4-2		
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 下山 均		
事業内容	証券業		
資本金	950,150,000 円		
設立年月日	昭和 19 年 4 月		
発行済株式数	1,155,000 株		
決算期	3 月 31 日		
従業員数	84 人		
主要取引先	個人及び法人		
主要取引銀行	みずほ銀行		
大株主及び持株比率	フィリップ ブローカレッジ プライベート リミテッド (シンガポール) 100%		
当事会社間の関係	資本関係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。	
	人的関係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社関係者及び関係会社と当該会社関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。	
	取引関係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社関係者及び関係会社と当該会社関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。	
	関連当事者への該当状況	当該会社は、当社関係当事者には該当しません。また、当該会社関係者及び関係会社は、当社関係当事者には該当しません。	
最近 3 年間の経営成績及び財政状態(単位:(百万円))			
決算期	2011 年 3 月期	2012 年 3 月期	2013 年 3 月期
純資産	2,446	2,257	4,744

総資産	8,983	11,942	16,157
1株当たり純資産(円)	2,446.56円	2,150.29円	4,107.66円
営業収益	1,020	1,046	1,123
当期純利益	△220	△484	294
1株当たり当期純利益(円)	△220.50円	△464.91円	261.19円
1株当たり配当金(円)	-	-	165円

※割当予定先であるフィリップ証券株式会社は、東京証券取引所の取引参加者であり、「反社会的勢力への対応の基本方針」を策定し、反社会的勢力との関係断絶に努めていることを公に表示しており、当社はその文面を入手しております。また、当社は、割当予定先であるフィリップ証券株式会社の担当者との面談によるヒアリング内容をも踏まえ、同社が、当該文面の内容、及び警察等関係機関、法律関係者等と連携を密にして情報収集を行う一方で、対外諸手続き面においても反社会的勢力との「関係遮断の徹底」の充実を図っていること等、同社の代表取締役である下山均氏から口頭にて確認しております。これらにより、当社は、割当予定先は反社会的勢力等の特定団体等とは何らの関係も有しないものと判断しております。

また、今般のフィナンシャル・アドバイザーである株式会社ADCC-FASが、反社会的勢力の影響を受けているか否か、並びに割当予定先の役員及び出資者が犯罪歴を有するか否か及び警察当局から何らかの捜査対象になっているか否かについて、当社から第三者の信用調査機関である株式会社セキュリティ&リサーチ(東京都港区赤坂二丁目8番11号 代表取締役 羽田 寿次)に調査を依頼いたしました。その結果、フィナンシャル・アドバイザーが反社会的勢力の影響を受けている事実は確認できませんでした。また、フィナンシャル・アドバイザーの役員及び出資者についても犯罪歴や捜査対象となっている事実は確認されなかったとの回答を得ております。

(2) 割当先を選定した理由

当社は、今回の第三者割当増資にあたり、今後の事業計画に基づく実行、及び株主、投資家、当社の事業内容をご理解して頂いたうえで実行すること、割当予定先等が特定団体等と一切のかかわりがないことの確認ができることを基準に、複数の投資家の中から当社の事業方針及び今後の事業展開について賛同頂ける先を探してまいりました。

その中で、当社と兼ねてから適時開示の支援において取引実績があった株式会社ADCC-FASに相談を行ったところ、ファイナンス候補先の一つとしてフィリップ証券株式会社を紹介頂いたことから、フィナンシャル・アドバイザー費用及び有価証券届出書及び適時開示書類のレビュー費用を含む報酬体系を鑑み、株式会社ADCC-FASと平成26年4月15日にアドバイザー契約を締結致しました。

また、割当予定先を選定につきましては、紹介頂いたフィリップ証券株式会社と交渉を

進めてまいりました結果、フィリップ証券より提案を受けた本資金調達手法及びその条件は、当社の自己資本の充実を実現し、不動産物件の仕入れを行うための資金調達を行う必要があると考えていた当社のニーズに最も合致しているものと判断しました。

その上で、「1. 募集の条件」及び「2. 募集の目的及び理由」に記載の本資金調達方法の特徴その他の商品性全般に関する知識に加え、「(1) 割当予定先の概要」に示すように、今回の資金調達の実施にあたり十分な信用力を有すること、国内外に厚い顧客基盤を有する証券会社であり、当社株価が、下限行使価額を上回る状況下においては、権利行使がなされることが期待されること等を総合的に勘案して、フィリップ証券への割当を決定いたしました。

(注) 本新株予約権に係る割当は、日本証券業協会会員であるフィリップ証券により買い受けられるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

(3) 割当予定先の保有方針及び行使制限措置

割当予定先であるフィリップ証券株式会社とは、保有方針に関して特段の取決めをしておりませんが、経営権の獲得や支配株主となることを目的とせず純投資を目的としており、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式につきましては、適宜判断の上、比較的短期間で売却を目標としているものの、運用に際しては市場への影響を常に留意する方針と伺っております。

なお、いずれも、本新株予約権の譲渡の際には事前に当社取締役会の承認が必要である旨定めております。

また、当社と割当予定先は、当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項乃至第5項の定め及び日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が本新株予約権の払込日時点における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る制限超過行使を割当予定先に行わせません。

また、割当予定先及び譲渡先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当することとなるような本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、予め当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行います。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先からは、本新株予約権に係る払込みに要する資金は確保されている旨、口頭で説明を受けており、また割当予定先の平成25年9月30日現在の財務諸表等から、新株

予約権の払込みに十分な資金を有すると判断しております。

(5) 株券貸借に関する契約

割当予定先は、本新株予約権の権利行使により取得することとなる当社株式の数量の範囲で行う当社株式の売付け等以外の本件に関わる空売りを目的として、当社役員、役員の関係者及び当社大株主と、割当予定先との間において当社株式の借株の契約は行いません。

なお、当社は割当予定先であるフィリップ証券株式会社との間で、本新株予約権の行使により交付される「発行会社普通株式」の数量の範囲内で行う売却のみを行い、本新株予約権の発行に起因又は関連してなされる空売りを目的として、如何なる相手からも「発行会社普通株式」の借株を行わないものとする旨を買受契約書において定めております。

7. 募集後の大株主及び持株比率

氏名又は名称	異動前 (%)	異動後 (%)
吉野 勝秀	37.53	30.12
フィリップ証券	—	19.74
日本証券金融株式会社	2.16	1.74
野村証券株式会社	1.71	1.38
矢部 喜美代	0.95	0.77
糸 英樹	0.86	0.70
丹山 秀一	0.80	0.65
マネックス証券株式会社	0.76	0.62
松井証券株式会社	0.64	0.52
鈴木 互	0.58	0.47

(注) 1 募集後の内容につきましては、平成 26 年 3 月 31 日時点の株主名簿に記載された数値を基準として記載しております。

2 フィリップ証券株式会社は、長期保有を約しておりませんが、今回発行される新株予約権は、行使までは潜在株式として割当予定先に保有されます。今後割当予定先によるそれらの行使状況及び行使後の株式保有割合に応じて、大株主及び持株比率の状況が変動いたします。なお、上記割当後の所有株式数並びに割合につきましては、割当予定先に対し付与する新株予約権が全て権利行使され、保有された場合に上記のとおりとなります。

8. 今後の見通し

本新株予約権の発行による平成 27 年 3 月期の業績見通しについては、現在精査中であり、

修正が必要となった場合には速やかに開示いたします。

(企業行動規範上の手続き)

○ 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株予約権の発行は、①本新株予約権の行使により交付される普通株式に係る議決権数を発行決議日現在における当社の発行済株式総数に係る議決権総数の 25%未満としてい
ること、②支配株主の異動を伴うものではないこと(本新株予約権の全てが権利行使され
た場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと)から、東京証券取引
所の有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認
手続きは要しません。

9. 最近 3 年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近 3 年間の業績

	平成 24 年 3 月期	平成 25 年 3 月期	平成 26 年 3 月期
売上高	106,014 千円	1,473,566 千円	1,393,462 千円
営業利益	△125,884 千円	48,867 千円	△110,852 千円
経常利益	△128,071 千円	38,822 千円	△168,724 千円
当期純利益	△132,041 千円	34,361 千円	△168,691 千円
1 株当たり当期純利益	△2.70 円	0.70 円	△3.46 円
1 株当たり配当金	—	—	—
1 株当たり純資産	4.13 円	4.84 円	1.38 円

(2) 最近の株価の状況

①最近 3 年間の状況

	平成 24 年 3 月期	平成 25 年 3 月期	平成 26 年 3 月期
始値	1,800	1,329	4,100
高値	2,089	4,400	11,880 □128
安値	333	1,228	3,775 □40
終値	1,329	3,760	□61

(注) □は、平成 25 年 9 月 30 日付で 1 株を 100 株とする株式分割後の株価です。

②最近 6 か月間の状況

	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月
始 値	82	68	68	61	49	62
高 値	98	72	74	62	76	63
安 値	66	55	62	40	44	47
終 値	67	66	63	54	61	49

③発行決議日前営業日における株価

	平成 26 年 5 月 29 日
始 値	45 円
高 値	45 円
安 値	44 円
終 値	44 円

(4) 最近 3 年間のエクイティ・ファイナンスの状況
該当事項はありません。

以 上

(別紙)

株式会社メッツ 第2回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称 株式会社メッツ第2回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の総数 120,000個
3. 本新株予約権の払込金額 本新株予約権1個あたり45円
(本新株予約権の払込総額5,400,000円)
4. 申込期日 平成26年6月16日
5. 割当日 平成26年6月16日
6. 払込期日 平成26年6月16日
7. 募集の方法 第三者割当ての方法により、本新株予約権を以下の通りに割当てる。
フィリップ証券株式会社 120,000個
8. 本新株予約権の目的である株式の種類及び種類ごとの数の算定方法
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は当社普通株式 12,000,000 株とする（本新株予約権 1 個の目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は、100 株とする。）。
 - (2) 但し、第9項によって割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
9. 本新株予約権の目的である株式の数の調整
 - (1) 当社が第13項の規定に従って行使価額（第10項に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。
$$\text{調整後株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額})}{\text{調整後行使価額}}$$
上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第13項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
 - (2) 本新株予約権1個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する数は、出資金額（第10項第(1)号に定義する。以下同じ。）を行使価額（第10項第(2)号に定義する。ただし、第13項によって調整された場合は調整後の行使価額とする。以下本項において同じ。）で除して得られる最大整数（以下「交付株式数」という。）とし、本新株予約権複数個の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数は、交付株式数に行使請求の対象となった本新株予

約権の数を乗じたものとする。ただし、本新株予約権の行使により生ずる1株未満の端数は切り捨て、現金調整は行わない。なお、本新株予約権の目的である株式の総数の上限は、交付株式数に本新株予約権の総数を乗じた金額となる。

10. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

(1) 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本項第(2)号に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とするが、1株当たりの権利行使価額が1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初50円とする。但し、第12項又は第13項に従い、修正又は調整される。

11. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

12. 行使価額の修正

(1) 行使価額は、第20項に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」という。）に、修正日の直前取引日（但し、当該直前取引日において売買高加重平均価格が算出されない場合には、売買高加重平均価格の算出された直前の取引日とする。以下「時価算定日」という。）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の終値の90%に相当する金額（以下「修正後行使価額」という。）に修正される。

(2) 本項第(1)号に定める修正後行使価額の算出において、時価算定日に第13項で定める行使価額の調整の原因となる事由が生じた場合には、当該時価算定日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して調整されるものとする。

(3) 本項第(1)号及び第(2)号による算出の結果得られた金額が40円を下回ることとなる場合（以下「下限行使価額」という。但し、第13項による調整を受ける。）には、修正後行使価額は下限行使価額とする。

(4) 本項により行使価額が修正される場合には、当社は、第20項第(2)号に定める払込みの際に、本新株予約権者に対し、修正後行使価額を通知する。

13. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調

整する。

$$\begin{array}{ccccccc} & & & & \text{交付普通} & & \text{1株当たりの} \\ & & & & \text{株式数} & \times & \text{払込金額} \\ \text{調整後} & = & \text{調整前} & \times & \text{既発行普通} & + & \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}{\text{時価}} \\ \text{行使価額} & & \text{行使価額} & & \text{株式数} & & \\ & & & & & & \end{array}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求又は行使による場合を除く。）、調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

③取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む）又は本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含む）、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式

が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

- ④本号①乃至③の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①乃至③の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付株式数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された当社普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

ただし、行使により生ずる1株未満の端数は切り捨て、現金調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
- ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切り上げる。
- ②行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（ただし、本項第(2)号④の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付けで終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切り上げる。
- ③行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

- ①株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ②その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日がいずれかの調整日と一致する場合には、本項第(2)号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。ただし、この場合も、下限行使価額については、本項第(2)号に従った調整を行うものとする。
- (7) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号②に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。また、本項第(6)号の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ効力を有する。

14. 本新株予約権の行使請求期間

平成26年6月17日から平成27年6月16日までとする。ただし、第16項に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。

15. その他の本新株予約権の行使の条件

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。また、各本新株予約権の一部行使はできない。

16. 新株予約権の取得事由

当社は、本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個あたり40円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

17. 新株予約権の取得請求

本新株予約権者は、本新株予約権の割当日以降、いずれかの取引日において、取引所における当社普通株式の普通取引の終値が30取引日連続して下限行使価額の40円を下回

った場合には、本新株予約権者は、その選択により、当社に対して当該新株予約権の取得希望日から2週間前までに事前通知を行い、第22項記載の行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）に提出することにより、本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができる。当社は、当該取得請求にかかる書面が到達した日の翌取引日から起算して2週間後の日において、本新株予約権1個あたり45円の価額で、当該取得請求にかかる本新株予約権の全部を取得する。

18. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

19. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

20. 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、第14項記載の行使請求期間中に、当該本新株予約権者が本新株予約権の振替を行うための口座の開設を受けた振替機関又は口座管理機関を通じて、第21項記載の行使請求受付場所に対して行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、本項第(1)号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる財産の全額を第22項に定める行使請求の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に必要な全部の事項が行使請求受付場所に通知され、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる財産の全額が本項第(2)号に定める口座に入金された日に発生する。

21. 行使請求受付場所

三井住友信託銀行 証券代行部

22. 払込取扱場所

株式会社みずほ銀行 銀座通支店

23. 新株予約権の発行価額

新株予約権の発行価額については、本新株予約権及び買受契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権1個の発行価額を45円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される1株当たりの財産の価額は第10項記載のとおりとする。

24. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

25. 振替機関

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

26. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以 上